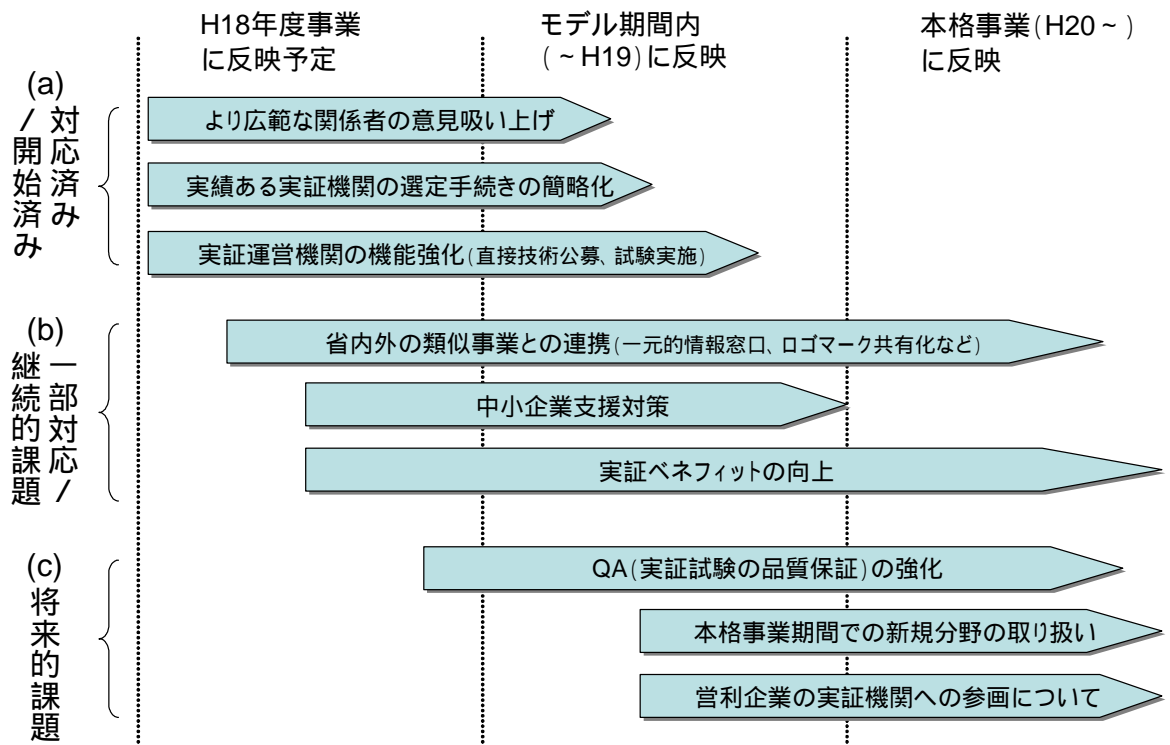


平成 18 年度以降の事業の方向性について

H18.3.15. 環境省環境研究技術室

1. 検討課題の整理

前回お示しした検討課題について、おおまかな対応状況は以下のとおり。



2. 検討課題ごとの対応状況と今後の予定 (案)

(a) 対応済み / 開始済み

より広範な関係者の意見吸い上げ

対応状況： 平成 18 年度実施要領で対応済み。分野別WGに加え、ベンダー代表者等も含めた『拡大WG』を必要に応じ開催することができる旨の記述。この拡大WGについては、企業秘密等が含まれうることから、非公開も可とした。

今後の予定： 平成 18 年度、各分野で必要に応じ試行的に開催し、その結果を見て来年度の対応を再度検討。なお、業界団体等の参画を得ることにより、実証ベネフィットのさらなる向上も期待。

その他： 平成 18 年度、事業全体の公開シンポジウムを開催予定 (年末?)

実績ある実証機関の選定手続きの簡略化

対応状況：平成 18 年度実施要領で対応済み。継続して実証機関となることを希望する機関については、公募・選定手続きを原則省略可とした。

今後の予定：特になし。問題が生じれば変更。

実証運営機関の機能強化（直接技術公募、試験実施）

対応状況：平成 18 年度実施要領で対応済み。実証機関との兼務を可とし、兼務した機関については、直接技術の公募や試験を行うことができる可とした。ただし、兼務しない実証機関の活動を阻害しないため、兼務機関の活動は必要最低限度とすべきとした。

今後の予定：平成 18 年度、各分野で試行的に開催し、その結果を見て 19 年度の対応を再度検討。

(b) 一部対応済み / 継続的課題

省内外の類似事業との連携（一元的情報窓口、ロゴマーク共有化など）

対応状況：平成 18 年度実施要領で一部対応済み。実証モデル事業ウェブサイト内にポータルサイトを設置する旨を記述。

今後の予定：省内外の類似事業については、順次、ポータルサイトからリンクを張っていく。ロゴマークの共有化については、個別の制度について可能性を検討していく必要があるため、継続的課題。

その他：国際的な連携については、将来的な課題として、「ETV 国際フォーラム」の枠組みを通じて引き続き検討。なお、第 2 回フォーラムの開催も決定しており（カナダ主催。3 月末、バンクーバー）、日本も出席予定。

中小企業対策

対応状況：受益者負担の原則は尊重すべき一方、特に小規模事業者では、手数料コストの負担が難しいとの意見がある。中小企業庁の既存施策について利用できるものは利用していくこととするが、環境省独自の中小企業支援（実証手数料の一定割合補助等）については引き続き検討。

今後の予定：平成 19 年度予算要求に向け、実証モデル事業における独自の中小企業支援枠の可否等について、引き続き検討。特に、現状での小規模事業者の参画実態等を調査し、事業への影響を把握。

論点等：独自の支援制度を設けることにより、中小企業支援がなければ回らない制度となってしまうことで、将来的に民民ベースでの実証制度へと移行できなくなる恐れがあるのではないかと。資金的な支援制度を設けるよりも、実証試験の効率化（手数料額 = 実証実費の削減）及び実証ベネフィットの向上による担保が本筋ではないか。

その他：フォローアップ調査においては、「これ以上の負担は困難」との回答は減ってきている（H16 年度調査 28.6% H17 年度調査 6.9%）。また、100 万円以上の負担が可能との回答も増えてきている（H16 年度調査 28.6% H17 年度調査 41.4%）。

実証ベネフィットの向上

対応状況： 拡大WGにおける議論等を通じて、各分野において引き続き、新たな実証ベネフィットの向上手段（例えば、各技術分野に関連する優遇措置等において実証データの活用等）を模索していく。

今後の予定： 事業全体としても、例えばグリーン調達との連携等、新たなベネフィット向上方策を視野に入れて検討。

(c) 将来的課題

QA（品質保証）の強化

現状と課題： 現状では、実証機関の選定基準の中に、「ISO 9001 等又はそれに準ずる品質管理システムの構築」が含まれてはいるが、必須項目ではない。地方自治体研究機関の公共性・公益性に半ば依拠している。しかし将来的には、国際的なデータ相互受け入れなどを視野に入れると、データの品質保証は障害となりうる。少なくとも、実証機関に営利企業を参画させる時には必須項目。

今後の予定： 実証機関となった機関等について実態を調査、QAの方法について検討。実証運営機関に外部監査を行わせるなどの方法も検討か？

その他： 米国の制度では、国の当局（EPA）が外部監査するなどの強力なQAシステムを構築している。

本格事業期間での新規分野の取り扱い

現状と課題： モデル期間中（～平成19年度）新規追加分野については、試験法が確立するまでの間、2年間をメドに国が試験費用を負担している。本格事業移行後（平成20年度～）も、新規追加分野の試験法が確立するまでは、手数料徴収は困難ではないか。

今後の予定： 米国の実施例等を参考に、本格事業移行後の適切な「国負担」期間について検討。

その他： 2000年から本格事業に移っている米国でも、新規開始分野については「パイロット期間」が設定されている模様。（その間の費用分担の詳細は不明）

営利企業の実証機関への参画について

現状と課題： 営利企業が客観的な各付けや認証等を行っている例はある。実証機関や実証運営機関を営利企業が担い、制度が独立採算ベースで回るのであれば、その方が望ましい。一方で、行政ニーズの高い技術を（独立採算ベースで回らなくても）普及させるためのツールも残しておくべき。この両者の間でどうバランスを取るか。

今後の予定： 本格事業を実施しつつ、望ましいあり方を模索。